

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 平成28年度重点課題に係る実施計画

重点課題1	様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進
推進施策名	推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信
取組期間	平成28年度(平成26年度からの継続)
重点課題2	ニーズに応じた相談事業の充実
推進施策名	推進施策 9 各種相談事業の実施
取組期間	平成28年度
重点課題3	食品表示監視指導業務の実施
推進施策名	推進施策 3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	平成28年度
重点課題4	高齢者の消費者被害未然防止のための取組の推進
推進施策名	推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成28年度(平成26年度からの継続)

(重点課題1) 様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進

実施予定事業

- ①中学生向け消費者教育に関する副読本の作成・配布【新規】
 - ②ホームページ等による情報発信【充実】
 - ③消費生活フェスタ2016【継続】
 - ④消費生活相談員等による出前講座【継続】
 - ⑤消費者市民社会を考えるイベントの実施【継続】
- など

課題

- 必要な消費生活情報を、必要な年齢階層に、効果的に提供できるような取組が必要
- また、消費生活に必要な幅広い情報を提供する必要がある(インターネット・スマートフォン等に関する正しい知識と危険性等)。

幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、生活の管理と契約、環境、安全、食、社会経済などの消費生活に関する情報を提供

- ① 消費者教育について、小中学校においては、主に家庭科・社会科の授業で採り上げられており、**教育委員会及び総合教育センター指導主事と連携して、更に効果的に活用できる内容**の中学生向け消費者教育に関する副読本を作成する。
- ② インターネットの普及、SNS利用率が高まっている中、昨年度に開設し、今年度から運用を開始した消費生活総合センター独自のホームページ、**フェイスブック、ツイッターを活用すること**により、消費生活に関する情報の発信機能を強化する。
- ③ 消費者教育推進の機運を高めるとともに、市民一人ひとりの消費者力の向上を図るため、消費生活に係る情報の発信、消費者団体による自主的取組の紹介、幼児期から高齢期までの年齢階層に応じた消費生活に関する学習機会を提供するため、**市民参加型イベント(消費生活フェスタ2016)を引き続き開催**する。
なお、昨年度から関係部局との合同開催としており、今年度においては、更に**関係部局との融合**(「健康長寿のまち・京都」の取組を普及啓発するため、1課が新たに参加)を図ることにより、多くの方が魅力を感じていただけるイベントとする。
- ④ 引き続き、地域や各団体の研修会や会合等に、消費生活専門相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法等を説明するとともに、必要に応じて「京(みやこ)・くらしのサポーター」を派遣し、**寸劇を交えて**分かりやすく説明する講座を実施する。
- ⑤ 消費者一人ひとりの消費行動が、日本や世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わり、行動していただくため、消費者市民社会を考えるイベントを昨年度に引き続き実施する。

(重点課題2)ニーズに応じた相談事業の充実

実施予定事業

各士業(司法書士会, 行政書士会等)との共催等による相談事業及びセミナーの充実など

今後の方向性

- 現在, 各区所・支所で実施している司法書士, 行政書士による相談事業を消費生活総合センターにおいても実施する。
- 「遺言書」や「終活」等をテーマとしたセミナーを本市と司法書士会, 行政書士会等との共催で開催する。

司法書士

- 不動産登記や商業登記などの登記
- 相続, 贈与, 債務整理, 企業法務などに関する書類作成
- 成年後見に関する書類の作成

行政書士

- 建設業許可関係
- 土地利用関係
- 相続・遺言関係
- 行政に提出する申請書類の作成等

土地家屋調査士

- 不動産の表示登記についての必要な土地又は家屋に関する調査等
- 不動産の表示登記の申請手続又はそれに関する審査請求の手続きの代理
- 筆界特定の手続の代理及び書類, 記録の作成

など

幅広い主体が連携

連携

消費生活
総合センター

区役所・支所

連携

消費者団体

事業者団体

京都府警

など

市民

(重点課題3) 食品表示監視指導業務の実施

経過

- 「地域の自主及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)が成立し、国から都道府県又は都道府県から指定都市へ、指定された法律の事務や権限が移譲されることとなった。
- これに伴い、平成28年4月から食品表示法(品質事項)に係る食品事業者等への調査等の権限が京都府から本市へ移譲された。

主な業務内容

- 1 食品表示調査**
市内小売店を対象に、生鮮食品及び加工食品の食品表示について調査を行う。
- 2 買上調査**
原料原産地及び原産地等の表示について、化学的検査を行い、適正かどうかを確認する。
- 3 食品表示に関する問合せへの対応**
生鮮食品及び加工食品の食品表示に対する相談、質問等に対応する。
- 4 調査・指導**
不適正な表示を行っていると思われる事案があれば任意又は、立入検査により事実を確認するとともに、必要に応じて指導する。
- 5 啓発**
主に事業者を対象として、食品表示について分かりやすく説明することにより、適正表示をより一層促進することを目的として、食品表示講習会を実施する。

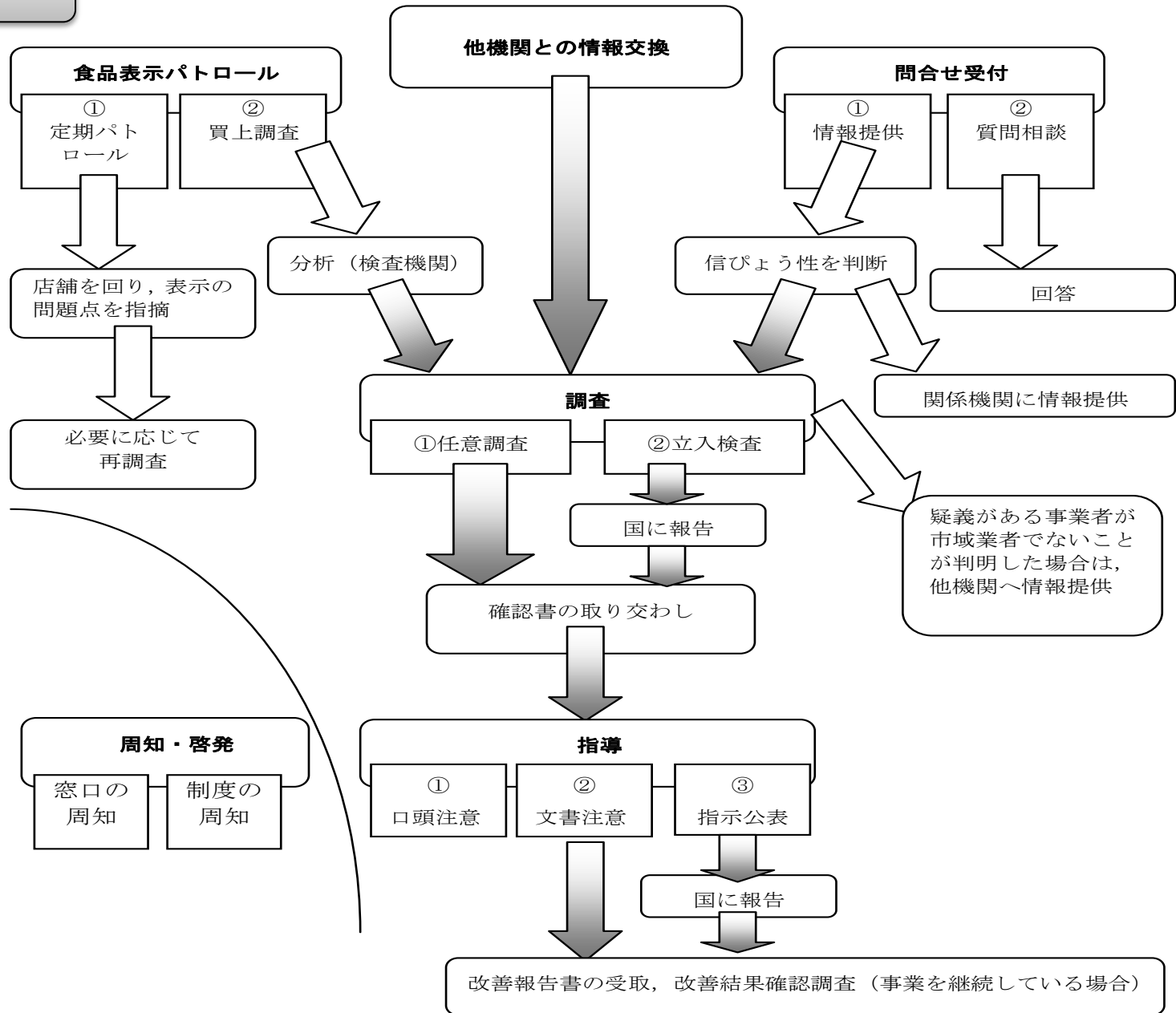
※ その他…食品表示法の内容のうち、食品衛生法から移管された内容(衛生事項)に係る表示については保健福祉局が所管していることから、本事項に関わる事案を発見した場合は保健福祉局に通知する。

食品表示の例

赤…品質事項
青…衛生事項

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉, 砂糖, マーガリン, チョコレートチップ, 卵, 食塩 / 乳化剤, 香料, カラメル色素, 膨張材, (一部に小麦・乳成分・卵を含む。)
内容量	20枚
賞味期限	2016年7月30日
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
原産国名	アメリカ合衆国
輸入者	消費生活総合センター(株) 京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町358

業務フロー図



(重点課題4) 高齢者の消費者被害未然防止のための取組の推進

実施予定事業

- ① 庁内関係部署及び関係機関との連携強化【充実】
- ② 「京・くらしの安心安全情報」【継続】
- ③ 消費生活相談員等による出前講座【再掲】
- ④ 落語を採り入れた消費生活イベントの開催【継続】

など

課題

- ① 高齢者は、「お金」、「健康」、「孤独」という不安を抱えており、70歳以上の方の相談件数は増加している。
- ② 今後、ますます増加・多様化する高齢者のニーズに的確に把握・対応できるよう、庁内関係部署や関係機関との密接した連携が必要
- ③ 情報を必要としている方に対し、迅速かつ確実な消費者被害情報等の伝達・発信

①～③

○ これまでから最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京・くらしの安心安全情報」を2箇月に1回発行し、地域包括支援センターへ発信を行っている。また、高齢の方から消費生活総合センターへ寄せられた不審電話等の相談については、庁内関係部署へ情報提供を行っており、庁内関係部署からも詐欺事案の報告を受けるなど密接に連携している。

○ その他、平成28年度から特殊詐欺事案について、京都府警から特殊詐欺特別警報が発令された際、センタホームページで注意喚起を促す情報発信を行っている。

→ **消費生活行政推進会議、京都市高齢者施策推進協議会、区・支所地域包括支援センター運営協議会等**のあらゆる機会を通じて、消費生活総合センターの窓口機能や役割の説明、センター発行物の配布を行うことにより、迅速かつ確実に消費者被害情報等の伝達・発信を行っていく。また、高齢者の見守りを行う各地域包括支援センター、地域団体等に積極的に出前講座を利用していただくよう働きかけていく。

→ 地域における**高齢者等の見守りの仕組みづくり**

④ 高齢者や高齢者の見守りを行う人々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみやすく、楽しみながら学べるよう、**日本の伝統芸能である「落語」**を採り入れ、印象に残るよう工夫した**高齢者向け**消費者啓発事業を引き続き、実施する。